

議案第164号

川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例

川崎市入江崎余熱利用プール条例（平成8年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表15歳以上の者の項中「500円」を「510円」に改め、同表の備考の表を次のように改める。

種 別	金 額
3,300円に相当する使用分	3,000円
5,500円に相当する使用分	5,000円

別表の2の表を次のように改める。

2 水泳教室使用料

区 分	単 位	金 額
週1回コース	月4回	5,650円以内で管理規程で定める額

週2回コース	月8回	7,200円以内で管理規程で定める額
短期集中コース	5回	6,170円以内で管理規程で定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の川崎市入江崎余熱利用プールの使用に係る使用料について適用し、同日前の川崎市入江崎余熱利用プールの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、入江崎余熱利用プールの使用料について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。